



# 鳥取県公報

平成15年 8月15日(金)  
第 7 5 1 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (511) (協働推進室) .....	1
	結核予防法による医療機関の指定 (512) (健康対策課) .....	1
	特定計量器の定期検査の実施 (513) (経済交流課) .....	2

## 告 示

### 鳥取県告示第511号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成15年9月17日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年 8月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請のあった年月日  
平成15年 7月17日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人はあと&はんど
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
猪口 はるみ
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
八頭郡河原町大字牛戸3 - 18
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、福祉サービスを必要とする者に対して、福祉に関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。
- 定款の変更事項  
特定非営利活動に係る事業の種類

### 鳥取県告示第512号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年8月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
末広中村歯科医院	鳥取市末広温泉町463	平成15年8月4日

**鳥取県告示第513号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年8月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
東 伯 郡 北 条 町	平成15年9月16日（火）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡北条町田井7 - 1 北条町農村環境改善センター
東 伯 郡 大 栄 町	平成15年9月17日（水）	”	東伯郡大栄町大字由良宿423 - 1 大栄町農村環境改善センター
東 伯 郡 東 伯 町	平成15年9月18日（木）	”	東伯郡東伯町大字徳万591 - 2 東伯町役場
東 伯 郡 赤 碕 町	平成15年9月19日（金）	”	東伯郡赤碕町大字赤碕1142 - 3 赤碕町役場
東 伯 郡	平成15年9月26日（金）	”	東伯郡東伯町大字徳万591 - 2 東伯町役場
”	平成15年10月1日（水）から同月31日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係